

## 消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）

平成31年（2019年）10月1日から、消費税率が8%から10%に引上げられる予定です。消費税率の引上げ前後に柔軟に価格付けができるよう、政府により「消費税率の引上げに伴うガイドライン」が取りまとめられ、厚生労働省、内閣官房、公正取引委員会、消費者庁、財務省、経済産業省、中小企業庁から当協会へ広報・周知等の連絡がありました。以下のホームページを参照のうえ、会員の皆様の店舗におきましても、適正な価格表示を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

●政府広報オンライン

[https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen\\_zeiritsu/other/anteiteki.html#kensyo](https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/other/anteiteki.html#kensyo)

●内閣府ホームページ

<https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

消費税は、事業者ではなく、消費者が最終的には負担することが予定されているため、消費税率引上げ後に小売事業者が値引きを行う場合、消費税転嫁対策特別措置法により「消費税はいただいていません」「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した形で宣伝・広告を行うことは禁止されています。しかしこれは、事業者の価格設定のタイミングや値引きセールなどの宣伝・広告自体を規制するものではありません。例えば、「10月1日以降〇%値下げ」「10月1日以降〇%ポイント付与」などと表示することは問題ありません。

また、今回は、中小・小規模小売事業者に対して、10月の消費税引上げ後の一定期間に限り、ポイント還元といった新たな手法などによる支援が行われる予定です。これにより、飲食店においても、消費税率引上げ前後に柔軟に価格設定できる幅が広がるようになります。

消費税転嫁対策特別措置法は、税込価格の表示（総額表示）を義務化している消費税法の特例として、「事業者が表示する価格が税込価格と誤認されないための措置を講じているときは、税抜価格を表示できる」と規定していますが、これについて特に変更はありません。また従来、消費税率の引上げを理由として、それ以上の値上げを行うことは「便乗値上げ」として抑制を求めてきましたが、これは消費税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うなど、経営判断に基づく自由な価格設定を行うことを妨げるものではありません。

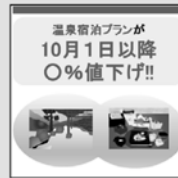
### 【ガイドラインに関する具体的な例・イメージ】

#### 価格設定に関する考え方（ガイドライン1. 関係）

##### 宣伝・広告に関する規制

○ 禁止されない表示

「10月1日以降〇%値下げ」などの表示は問題ない

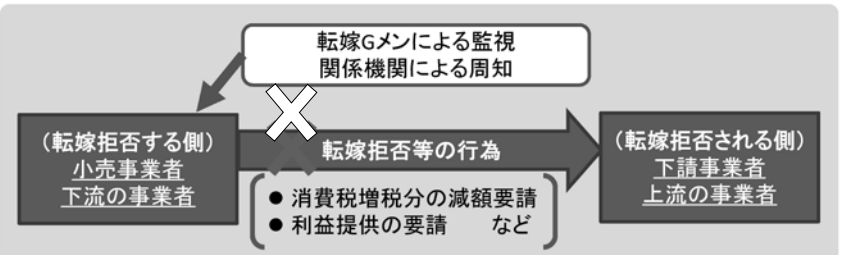


× 禁止される表示

「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した宣伝・広告は禁止



#### 適正な転嫁の確保（ガイドライン2. 関係）



#### その他（ガイドライン3. 関係：税抜価格として表示できる例）

##### 税込価格と誤認されないための措置の具体例（総額表示義務の特例関係）

① 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

〇〇〇円(税抜価格) 〇〇〇円(税別) 〇〇〇円(本体価格) 〇〇〇円+税 〇〇〇円+消費税

② 店内における掲示、チラシ等における表示により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等又は個別の商品価格の部分には、「〇〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に以下のような表示を行うことが考えられる。

当店（本チラシ）の価格は全て税抜表示となっています。